

## 介護保険住宅改修費申請について（事業者用）

令和8年3月27日現在  
新発田市高齢福祉課

新発田市では、平成22年4月から「受領委任払い」方式と「償還払い」方式による住宅改修費の支給を行っています。制度開始から15年経過し、内容や変更点、特に注意すべき点などをお知らせしますので、申請の際にご活用ください。

### ◎はじめに

#### 介護保険における住宅改修の考え方

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

（厚労省 HP：介護保険制度における住宅改修の概要より）

介護保険の住宅改修は、被保険者の自立を支援するために、被保険者の身体の状態に合わせて、被保険者にとって必要な工事を行うものです。申請すれば必ず対象になるということではありませんのでご注意ください。

また介護保険による住宅改修により、本人のフレイルを助長させないため、工事の計画をする際は、事前にケアマネジャーや病院・事業所などの専門職の方とよく相談してください。

被保険者本人の状態に適した工事を行うためにも、ケアマネジャーが工事内容や現地確認を行っていることが重要となります。

ケアマネジャーが工事内容を把握していなかったり、現地確認を行っていなかったりした場合は、被保険者本人の状態に適していない工事となるおそれがあるため、ケアマネジャーとよく相談した上で検討をお願いします。

また、住宅改修に該当するかわからない場合は、必ず事前申請前に新発田市へ相談してください（判断に迷うような事例の場合、審査に通常よりも時間を要することがあります）。

## 1 受領委任払い取扱事業者の登録

受領委任払い制度を取り扱うためには、事前に新発田市への登録が必要となります。登録は次の書類を新発田市へ提出してください。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書
- ②代理受領届出書

③受領委任払い取扱いに関する誓約書

※登録に必要な申請書類は市のホームページからダウンロードできます。

## 2 受領委任払いができる利用者の制限

次のいずれかに該当する場合は、受領委任払いを利用することができません。

①介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合

②介護保険料を滞納している場合

③要介護認定の申請（新規申請、変更及び更新申請）中であるため、要介護度が決定していない場合

④病院等に入院又は介護保険施設に入所しているなど、改修する自宅に本人が居住していない場合

⑤住宅改修をしようとする住居の所在地が介護保険者証に記載された住所と同じでない場合

※申請後に該当から外れた場合も、受領委任払いによる支給はできなくなります。

## 3 住宅改修費の申請手順

住宅改修費の申請は、利用者とケアマネジャー及び施工者の間で合意した上で、以下の手順により手続きを行ってください。

また、申請書類は必ず着工予定日の2週間前までに、新発田市へ提出してください。工事の内容により、審査に時間を要する場合がありますので、早めに相談や申請を行うようお願いします。

### (1) 支給申請（事前申請）

利用者は、以下の書類を新発田市へ提出してください。

また、下記の提出書類のうち、①、②、③、⑦の書類には、軽微な誤りがあった場合に速やかに対応できるよう、捨印も押印してください。捨印は、②のみ作成者の印、②以外は利用者の印です。

①申請書「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）」または「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払い用）」のいずれか

・住宅の所有者が利用者と異なる場合は、住宅所有者の承認が必要となります。「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支申請書」の「住宅所有者の承諾欄」に住宅所有者から記入・押印してもらって承諾を得てください。

②住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員（ケアマネジャー）などが作成）

- ・介護支援専門員の他、福祉住環境コーディネーター２級等の資格保持者、地域包括支援センター職員等も作成可能です。
- ・介護支援専門員、地域包括支援センター職員以外の方が作成する場合は、保持する資格を証明する資格者証等の写しを添付してください。

### ③委任状

### ④工事費見積書

- ・数量は『一式』という表記は避け、「○本」「○個」「○m」など、具体的に記入してください。

### ⑤住宅改修前の状態が確認できる日付入りの写真

- ・黒板や紙などに日付と利用者本人の氏名を記入し、確認しやすい位置に置いて撮影してください。
- ・段差解消の場合は、工事箇所にメジャーをあてて、段差がどの程度かわかるように撮影してください。
- ・手すりの取付け位置が、事前申請時（予定箇所）と完了報告時（実際の箇所）で大幅に変更となっていることがあります。施工業者によく確認し、取付位置が同一となるよう注意してください。
- ・段差を乗り越えるために手すりを付ける場合に、手すり取付け予定箇所だけ写っていて、段差部分が写っていないことがあります。工事箇所全体が写るように写真を撮影してください。

### ⑥工事箇所が確認できる図面

### ⑦居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状（受領委任払いの場合のみ）

#### 【「居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状」について】

○施工事業者は、「居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状（同意書）」のそれぞれの欄に以下の事項を記入し、利用者に渡してください。

- ・受任者（施工事業者）の住所、事業者名又は施工事業者、代表者名又は施工事業所長名、登録施工事業所名、新発田市登録番号

※記入にあたっては、新発田市に届出している内容を記入してください。受任者住所や代表者などに変更があった場合は、別途受領委任払い取扱事業者登録変更の届出を必ず提出してください。

※「受任者（住宅改修施工事業者）」欄の右端に押印してください。

- ・住宅改修費の振込先口座

○上記以外の欄は利用者の記入欄となります。

### ⑧ケアプラン

利用者の身体状況や住宅改修を必要とする理由などを確認するため、ケアプランを添付してください。

なお、住宅改修以外の介護保険サービスを利用しておらず、ケアプランを作成し

ていない場合は、「住宅改修が必要な理由書」に「ケアプラン未作成」と明記してください。

1) 要介護の場合

- ・第1表 居宅サービス計画書(1)
- ・第2表 居宅サービス計画書(2)
- ・第3表 週間サービス計画表
- ・第4表 サービス担当者会議の要点

2) 要支援の場合

- ・介護予防サービス支援計画表
- ・サービス担当者会議の要点

(2) 承認通知書の受け取り、住宅改修の着工

市で申請書類を審査した後、利用者及び施工事業者あて(償還払いの場合は利用者のみ)に、「居宅介護(介護予防)住宅改修承認通知書」を郵送します。

住宅改修の着工は、利用者やケアマネジャーの確認を取り、新発田市の承認後に行ってください。

なお、改修費用予定額が申請時から変更になる場合は、工事に取り掛かる前に必ず市へご相談ください。

(3) 住宅改修の完了及び利用者負担額の受領

①受領委任払いの場合

施工事業者は住宅改修の工事が完了したら、改修費用に利用者の自己負担割合(1割～3割)を乗じた額(1円未満の端数は切り上げ)を、利用者から利用者負担額として受領します。

また、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の総額が支給限度基準額(20万円)を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用額に利用者の自己負担割合(1割～3割)を乗じた額と支給限度額を超える額の合計額を、利用者から利用者負担額として受領します。

**【例1】利用者負担割合1割、改修費用の額が133,333円の場合**

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 133,333 \times 1 / 10 = 13,333.3 \text{円} \\ &\approx 13,334 \text{円 (1円未満の端数切り上げ)} \end{aligned}$$

**【例2】概に133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、新たに90,000円の住宅改修を行った場合**

$$\begin{aligned} \text{支払限度基準額内の改修費用の額} &= 200,000 \text{円} - 133,333 \text{円} \\ &= 66,667 \text{円} \end{aligned}$$

$$\text{支給限度基準額を超える改修費用の額} = 90,000 \text{円} - 66,667 \text{円}$$

= 23,333円

利用者負担額 = 66,667円 × 1 / 10 + 23,333円  
= 6,666.7円 + 23,333円  
= 29,999.7  
≒ 30,000円 (1円未満の端数切り上げ)

※支給限度基準額を超える改修費用額は、住宅改修費の支給の対象になりません。  
このような場合は、介護保険対象額の1割分(6,667円)と支給限度額を超える改修費用額(23,333円)を利用者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である30,000円を記載してください。

#### ②償還払いの場合

住宅改修にかかった費用全額を利用者から受領します。

#### (4) 領収証の交付及びその他住宅改修費の支給申請に必要な書類の引渡し

施工者は、利用者から上記(3)により算出した利用者負担額を受領した後、利用者に以下の書類を渡してください。

##### ①住宅改修に要した費用に係る領収証(原本)

##### ②工事費請求書・内訳書

請求日は領収日と同日、又は領収日より前の日付としてください。

##### ③住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真

- ・黒板や紙などに日付と利用者本人の氏名を記入し、確認しやすい位置に置いて撮影してください。
- ・手すりの取付けや床の工事などの写真は、全体が写るように撮影してください。一枚の写真に収まらない場合は、分割していただいても構いませんが、写真で全体が確認できるように(特に手すりの両端や玄関外の手すりの埋込部分が見えるように)撮影してください。
- ・段差解消した箇所は、工事箇所にメジャーをあてて撮影してください。完全に段差がなく、平らになっている場合は、水平器を用いる・撮影用の黒板等を置く等、平らであることがわかるように工夫して撮影をお願いします。
- ・手すりの取付け位置が、事前申請時(予定箇所)と完了報告時(実際の箇所)で大幅に変更となっていることがあります。施工業者によく確認し、取付位置は同一となるようにしてください。

※領収証は以下の事項を記載してください。

- 1) 領収日
- 2) 利用者名

- 3) 施工事業者の名称
- 4) (利用者負担額の) 領収額 (受領委任払いの場合は1割～3割、償還払いの場合は全額)
- 5) 支払者改修費用 (10割) の額 (受領委任払いの場合)

【前記例2の領収証の記載例 (受領委任払いの場合)】

領 収 証

令和 ○ 年

新発田 太郎 様

金 額	¥ 30,000-
-----	-----------

但し トイレの手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事 (90,000 円) の利用者負担額として。(介護保険対象額 66,667 円)  
上記正に領収しました。

(住宅改修施工事業者名) 印

登録した事業者名です。

介護保険対象自己負担額(1割額)+介護保険対象外の金額を記載してください。

介護保険対象額(10割分)を記載してください。

#### (5) 完了報告書

利用者は、施工事業者に利用負担額を支払った後、「介護保険 居宅介護 (介護予防) 住宅改修 完了報告書」に以下の書類を添付し、新発田市へ提出してください。

- ①住宅改修に要した費用に係る領収証 (原本)
- ②工事費請求書・内訳書
- ③住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真

※要介護認定の申請中や入院中などの理由により償還払いで申請した場合は、認定決定後又は退院後に、完了報告書を提出してください(要介護認定の申請中や入院中の場合は、支給要件を満たしていないため、支給をおこなうことができません。)

## 4 支給について

- (1) 完了報告書の提出後、審査してから支給の処理を行うため、完了報告書を受け取ってから支給されるまで、2～4週間程度かかります。なお、現在、月3回支給処理を行っておりますので、完了報告書提出日により、支給までの日数が大きく変わることがあります。

支給日の3日前頃に決定通知書を送付しますので、支給日は及び支給額は決定通知書でご確認ください。

- (2) 申請書類に不備があった場合や、施工された住宅改修の必要性に疑義が生じた場合など、審査に通常以上の時間を要する場合は、支給までに日数を要することがあります。
- (3) 受領委任払いの場合は、介護保険対象工事分のみ給付します。介護保険対象外の工事について発注者から工事代金の徴収ができない場合、新発田市では工事代金の補てんは行いません。また、それによるトラブルについても責任は負いません。

## 5 その他

### (1) 住宅改修費の支給額について

介護保険住宅改修費の支給（最高額18万円）は、最高額まで利用した場合、再度の支給を受けることはできません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、改めて住宅改修費の支給（最高額18万円）を利用することができます。

- ① 転居後の住宅について住宅改修を行う場合。
- ② 下表「介護の必要の程度」が3段階以上あがった場合で行った住宅改修。ただし、同一住宅・同一要介護者について1回が限度です。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2または要介護1
第一段階	要支援1

### (2) 住宅改修費の算定上の留意事項

#### ① 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については支給対象となりますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については支給対象となりません。

#### ② 新築または増改築の場合

住宅を新築した場合は、住宅改修ではないため支給対象となりません。

また、増改築した場合は、新たに居室を設ける場合などは住宅改修費の支給対象となりませんが、和式便器から洋式便器に取り替える場合などは、「洋式便器等へ

の便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

なお、ユニットバスの工事については、手すり、滑りにくい床材への変更、引き戸などへの扉の交換、段差解消等に該当する部分及びそれらの付帯工事のみ対象となります。ユニットバス工事は、見積書の内訳で介護保険対象部分と対象外部分で分けられていなかったり、高齢者整備事業も同時申請するケースが多かったりするため、必ず事前に相談してください。

#### ③住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。この場合、支給対象外分は市から施工事業者へ補てんしません。

なお、トイレの手すり、紙巻器（ペーパーホルダー）と一体型のものについては、紙巻器部分は支給対象とはなりません。按分または紙巻器相当費分を差し引くことにより、支給対象にできる場合があります。相当費分を差し引く場合、金額が掲載されているカタログの写しが必要ですが、内容が適切か判断するため、あらかじめ相談してください。

#### ④被保険者が自ら住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族などが住宅改修を行う場合は、材料の購入費のみ住宅改修費の支給対象となります。この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料の販売者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人または家族などが作成することになります。この場合も通常の住宅改修と同様の添付書類は必須です。

#### ⑤一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合は、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとします。

例えば、被保険者が2人いる場合に、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の申請を行うことができますが、共用の居室の床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。

また、1人が手すりの取付けを行い住宅改修費の支給を受けた箇所に、もう1人が再び手すりを付ける場合、新たに付ける手すりについては支給対象となりますが、既存の手すりを撤去する費用については付帯工事とは認められず、支給対象になりません。ただし、既存の手すりも新たな手すりも同一人物の住宅改修申請によるものであり、利用者の身体状況の変化により適さないという理由から付け替えが必要

となったものについては、既存の手すりの撤去は付帯工事として対象になります。

⑥手すりの取り付け工事の有効性について

手すりの取り付け工事の際し、今後利用者本人の身体状況に変更があると見込まれるような場合などは、給付適正化の観点から、できるだけ事前に数か月程度レンタルの手すりを利用し、モニタリングを行ってその有効性を判断してください。その結果、手すりが必要だと判断された段階で、住宅改修の手すり取付け工事の申請を行うようお願いします。

⑦住宅改修の目的について

住宅改修を行う目的の申し出に十分注意してください。特に、退院直後は利用者本人の状態が安定しておらず、身体状況の改善が見込まれる場合もあるため、ケアマネジャーだけでなく、病院・事業所などの専門職の方ともよく検討し、利用者本人にとって本当に必要な工事を見極めた上で申請を行ってください。

〈参考〉住宅改修の対象項目について

①手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関から道路までの生活動線等に転倒防止もしくは移動、または移乗動作に資することを目的として設置するもの
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの生活動線等の段差を解消するためのもの
③床材の取替え	居室：畳敷から板製床材・ビニール系床材等への変更 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
④扉の取替え	扉全体の変更（開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え）ドアノブの変更、戸車の設置 など （ただし、自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は対象にはなりません。また、老朽化による交換は対象外）
⑤便器の取替え	和式便座から洋式便座への取替え （ただし、和式便座から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能の付加は除く。また、非水洗和式便座から水洗〔簡易水洗〕化の工事の部分は除く。）
⑥その他 ①～⑤の改修に付帯して必要となる工事	①手すりの取付けのための壁の下地補強など ②浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事など ③床材の変更のための下地の補強や根太の補強など ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など ⑤便座の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更など

上記のいずれにも当てはまらない場合は、介護保険の住宅改修の対象となりません。また、該当するか不明な場合は、事前に新発田市へ相談してください。